### **開発行為等指導要綱＿同意申請書の作成要領**

（１）申請書類

| 添付順序 | 名　　称 | 様式（様式集） | 記入要領 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 開発事業同意申請書 | ・様式第４号 | □ 開発目的は具体的に記入すること。□ 開発区域の位置は地名、地番を記入すること（筆数が多い場合は、○○番外○○筆とし、別紙に全ての地名地番を記載し添付すること。）。□ 開発区域の面積は、実測面積を記載すること（小数点第３位以下を切捨てて、小数点以下２位まで記載すること。）。 |
| ２ | 委任状 |  | □ 任意様式とする。□ 申請者以外の者が手続をする場合は添付すること。□ 代理人の住所、会社名、氏名、連絡先および委任事項を記入すること。□ 申請者の住所および氏名を記入し、押印すること。 |
| ３ | 開発計画説明書 |  | □ 開発事業の計画概要等（開発行為の目的、当該区域を選定した理由、開発事業の規模）を詳細に記載すること。□ 第４号事業の場合は、排水処理の考え方について記載すること。 |
| ４ | 公共・公益施設等引継申請書 | ・様式第17号 | □ 関係課との協議事項を詳細に記載し、公共施設管理者の印があるものを別途添付すること。□ 協議内容により図面が必要であった場合は、その図面を添付すること。 |
| ５ | 事前審査要件処理一覧表 |  | □ 要件末尾に処理年月日、許認可番号を記入すること。□ 他法令の許可等がある場合は法令名、許可番号、許可日を記載すること。□ 【協議不要】の意見についても、その意見および処理内容を記載すること。 |
| ６ | 事前審査要件処理結果図書等 | ・別紙１ | □ 事前審査結果通知書（正に写し、副に原本）を添付すること。□ 処理結果図書の添付順序は要件処理一覧表の順序と同一とすること。□ 協議済書は（正に写し、副に原本）を添付すること。□ 他法令等の許可書の写しを添付すること。 |
| ７ | 字限図 |  | □ 登記官による証明があるものに限る。□ 公図は申請日より３か月以内の原本を添付すること。□ 申請区域を緑色、法定外公共物を里道は赤色、水路は水色に着色すること。□ 申請区域が複数の図に分かれている場合は、合成図を別に作成すること。□ 申請地および隣接地の地目・所有者名を記入すること。□ 調査年月日および調査者名を記入すること。 |
| ８ | 開発区域内権利者一覧表 | ・別紙２ | □ 同意申請者名義の土地の場合も記載すること。□ 抵当権者等、その他の権利も記載すること。 |
| ９ | 開発行為施行同意書 | ・別紙３ | □ 同意申請者名義の土地の場合は不要。□ 開発区域内権利者一覧表と同一順序であること。□ 抵当権等その他の権利がある場合は権利者の同意書も添付すること。□ 土地所有者名義人が死亡等により同意書の添付ができない場合は、相続関係図と遺産分割協議書または法定相続人全員の同意書を添付すること。□ 第４号事業の場合は、契約書の写しを添付することで施行同意書を省略することができる。 |
| 10 | 土地の登記事項証明書 |  | □ 開発区域内権利者一覧表と同一順序に添付すること。□ 登記事項証明書は申請時点（３か月以内）の原本とすること。 |
| 11 | 工程表 |  | □ 第１号事業、第３号事業の場合は添付が必要。□ 同意申請書等の他書類と整合させること。□ 梅雨時については、詳細に記入すること。 |
| 12 | 現況写真 |  | □ できる限り上部から撮影したカラー写真であること。□ 対象物をあまり小さくしないこと。□ 河川、水路、道路等はスタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。□ 写真の撮影年月日を記入すること。□ 撮影日は申請日より３か月以内とすること。□ 撮影した写真の位置および向きを地図上（現況図と併用可）で示すこと。□ 開発区域を赤線で明示すること。 |
| 13 | 擁壁等の構造安定計算書 |  | □ 第１号事業の場合は添付が必要。□ 市技術基準に基づくこと。□ 構造計算書および安定計算書を添付すること。□ 擁壁の構造図の根拠資料を添付すること。 |
| 14 | 水理計算書 |  | □ 第１号事業の場合は添付が必要。□ 市技術基準に基づくこと。□ 開発区域内および開発区域外の水理計算書を作成すること。 |
| 15 | 申請図の図面リスト |  | □ 図面には通し番号を付け、リストにすること。□ 図面リストは、図面袋に貼付してもよい。 |

【注意事項】

申請書類は、可能な限りインデックス等を利用し添付順序に従って作成すること。

第２条第１項第５号の開発事業については、添付を要する書類を適宜判断すること。

 (２)　申請図

| 添付順序 | 名　称 | 縮　尺 | 明示事項および記入要領 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 開発区域位置図 | 1/10,000以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域は赤色、道路は茶色、河川は青色に着色すること。 |
| ２ | 現況図 |  | □ 第１号事業、第３号事業の場合は添付が必要。 |
| □第１号 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名（敷地・道路）を明示すること。□ 敷地内の水路等は水色に着色のこと。□ 開発区域の土地の地番、地目、所有者名、地盤高を記載すること。□ 隣接地の地番、地目、所有者名、地盤高を記載すること。□ 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。□ 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。地籍調査実施済みである場合は、その旨を明記すること。□ 既設構造物の位置、種類、高さおよび延長を記載すること。 |
| □第３号 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名を明示すること。□ 開発区域および隣接地の地盤高を記載すること。□ 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。□ 建築基準法上の道路種別を明記すること。□ 既設構造物の位置、種類、高さおよび延長を記載すること。 |
| □第４号 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名を明示すること。□ 開発区域および隣接地の地盤高を記載すること。□ 既設構造物の位置、種類、高さおよび延長を記載すること。 |
| ３３ | 土地利用計画図□第１号 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名（敷地・道路）を明示すること。□ 公共施設の位置、形状を明示すること。□ 施設区分別に薄く着色し、凡例を記載すること。宅地－黄 、道路－茶、公園－黄緑、水路・調整池－青、公益用地－赤、緑地－緑□ 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。□ 官民境界確定線を明示し、確定日および番号を明記すること。地籍調査実施済みである場合は、その旨を明記すること。□ 他法令等において施工される構造物の位置、形状寸法等を記載すること。（法令等の名称、許可番号、許可年月日等も記載すること。）また、許可等あった場合は、許可書等の写しを添付すること。□ 構造物（擁壁等）の位置、種類、高さおよび延長（既設構造物を含む。）を記載すること。□ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。□ 各構造物には、構造図と対照可能な記号を明記のこと。□ 排水管の勾配および管径、流末の排水量を明記すること。□ 計画地盤高を明記すること。□ 遊水池（調整池）の位置および形状を明示し、容量等を記載すること。□ 法面（がけを含む。）の位置、形状および勾配を明示すること。 |
| 土地利用計画図□第３号 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名を明示すること。□ 公共施設の位置、形状を明示すること。□ 施設区分別に薄く着色し、凡例を記載すること。宅地－黄 、道路－茶、公園－黄緑、水路・調整池－青、公益用地－赤、緑地－緑□ 予定建築物の形状、規模、用途を記載すること。□ 道路、河川名および現況幅員等を明記すること。□ 建築基準法上の道路種別を明記すること。□ 他法令等において施工される構造物の位置、形状寸法等を記載すること。（法令等の名称、許可番号、許可年月日等も記載すること。）また、許可等あった場合は、許可書等の写しを添付すること。□ 構造物（擁壁等）の位置、種類、高さおよび延長（既設構造物を含む。）を記載すること。□ 公共下水道の場合は汚水桝の位置を、合併浄化槽を設置する場合は位置、形状、人槽および放流管を明示すること。□ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。□ 構造物が構造上安全であることを確認し、その内容を明示すること。□ 法面（がけを含む。）の位置、形状および勾配を明示すること。□ 道路後退がある場合は、道路後退線を明示すること。 |
| □第４号 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名を明示すること。□ 他法令等において施工される構造物の位置、形状寸法等を記載すること。（法令等の名称、許可番号、許可年月日等も記載すること。）また、許可等あった場合は、許可書等の写しを添付すること。□ 構造物（擁壁等）の位置、種類、高さおよび延長（既設構造物を含む。）を記載すること。□ 既設構造物を利用する場合は、その旨を明示すること。 |
| ４ | 造成計画平面図 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名（敷地・道路）を明示すること。□ 切盛土部別に薄く着色し、凡例を明示すること。（切土部－黄、盛土部－赤）。□ 区画形質に変更が全くない場合は、その旨を明示すること。□ 構造物（擁壁等）の位置、種類、高さおよび延長（既設構造物を含む。）を記載すること。□ 既設構造物を利用する場合、その旨明示のこと。□ 法面（がけを含む。）の位置、形状および勾配を明示すること。□ 横断面図の位置を明示し、対象可能な記名番号を明示すること。□ 遊水池（調整池）の位置および形状を明示すること。□ 敷地の形状および計画高を明示すること。□ 第１号事業の場合は、各構造物に構造図と対照可能な記号を明記のこと。 |
|  |  |  |  |
| ５ | 排水計画平面図 |  | □ 第１号事業、第３号事業の場合は添付が必要。 |
| 　□第１号 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名（敷地・道路）を明示すること。□ 排水区域の区域界を明示し、区域毎の集水面積を明記すること。□ 排水管の勾配、管種、管径および流末の排水量を明記すること。□ 遊水池（調整池）の位置および形状を明示し、必要容量等を記載すること。□ 道路側溝その他の排水施設の位置、形状寸法を記載すること。□ 人孔の位置および人孔間距離を明示すること。□ 水の流れの方向を詳細に明示すること。□ 吐口の位置を明示すること。□ 合併浄化槽を設置の場合は、位置、形状、人槽および放流管を明示すること。□ 公共下水道の場合は、汚水枡の位置と汚水管を明示すること。□ 敷地の形状および計画高を明示すること。□ 道路、公園その他の公共施設の敷地の計画高を明記すること。□ 各構造物には、構造図と対照可能な記号を明記のこと。 |
| 　□第３号 | 1/500以上 | □ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名（敷地・道路）を明示すること。□ 降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地および周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造および能力で配置されていることが確認できるものであること。（排水能力について検討した結果、構造および能力に問題なければその旨を明示すること。）□ 敷地内の雨水が１か所に集水後に排水する計画となっていること。□ 雨水排水の放流について、放流先水路の管理者と協議を行い、許可書等を添付すること。許可等不要の場合は、協議日、協議相手、協議結果を明示すること。□ 道路側溝その他の排水施設の位置、形状寸法を記載すること。□ 水の流れの方向を詳細に明示すること。□ 吐口の位置を明示すること。□ 合併浄化槽を設置の場合は、位置、形状、人槽および放流管を明示すること。□ 公共下水道の場合は、汚水枡の位置と汚水管を明示すること。 |
| ６ | 給水計画平面図□第１号□第３号 | 1/500以上 | □ 第１号事業、第３号事業の場合は添付が必要。□ 自己居住用の開発は、添付不要。□ 方位を記載すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名（敷地・道路）を明示すること。□ 給水施設の位置、形状、内のり寸法を記載すること。□ 取水方法を明示すること。□ 消火栓の位置を明示すること。 |
|  |  |  |  |
| ７ | 造成計画断面図 |  | □ 第１号事業、第３号事業の場合は添付が必要。 |
| 　□第１号 | 1/100以上 | □ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名（敷地・道路）を明示すること。□ 切土または盛土をする前後の地盤面を明示すること。□ 計画地盤高を明示（端部、変化点等）すること。□ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。□ 断面は20ｍ間隔とし、変化点では、適宜明示すること。□ 現況地盤線は細線、計画線は太線にて明示すること。□ 官民境界の確定日および番号を明示すること。地籍調査実施済みである場合は、その旨を明記すること。□ 法勾配、法長を記載すること。□ 断面は断片的でなく、全体を表すこと。□ 開発区域境界部の構造物を明示すること。□ 構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。 |
| 　□第３号　□第４号 | 1/100以上 | □ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 境界線名（敷地・道路）を明示すること。□ 切土または盛土をする前後の地盤面を明示すること。□ 計画地盤高を明示（端部、変化点等）すること。□ 切土部は黄色、盛土部は赤色で薄く着色すること。□ 区画形質に変更が全くない場合は、その旨を明示すること。□ 断面は20ｍ間隔とし、変化点では、適宜明示すること。□ 現況地盤線は細線、計画線は太線にて明示すること。□ 法勾配、法長を記載すること。□ 断面は断片的でなく、全体を表すこと。□ 開発区域境界部の構造物を明示すること。□ 第３号事業の場合は、断面は予定建築物を２方向通る位置とし、予定建築物を明示すること。 |
| ８ | 構造図　□第１号 | 1/50以上 | □ 第１号事業の場合は添付が必要。□ 他図（平面図、断面図）との併記は認めない。□ 擁壁の寸法および勾配を明示すること。□ 擁壁のメーカー、材料、種類を明示すること。□ 裏込めコンクリートおよび透水層の位置寸法を明示すること。□ 擁壁を設置する前後の地盤面を明記すること。□ 基礎地盤の土質、擁壁を設置する際に求められる地耐力および現場での確認事項を明示すること。□ 水抜穴の位置および寸法を明示すること。□ 鉄筋コンクリート擁壁の配筋図を添付すること。□ 鉄筋の位置、径および間隔、かぶり厚さを明示すること。□ 擁壁の前面地盤を明示し、見え高および根入れ長を明記すること。□ 地盤改良や基礎杭等の位置、材料および寸法を記載すること。□ 雨水排水構造物の形状寸法を記載すること。□ 雨水排水桝等の泥溜めの深さを明示すること。□ 構造図の枚数が多い場合は、系統別（排水施設、擁壁）に記載すること。□ 各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対照可能なものとすること。□ 既設構造物についても作成し、既設であることを記載すること。 |
| ９ | がけの断面図□第１号 | 1/50以上 | □ 第１号事業の場合は添付すること。□ 切土をした土地の部分に生ずる高さが２ｍを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが１ｍを超えるがけ、または、切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが２ｍをこえるがけについては作成すること。□ がけの高さ、勾配および土質（土質の種類が２以上であるときは、それぞれの土質および地層の厚さ）を記載すること。□ 切土または盛土の計画地盤高と現況地盤高を記載すること。□ 小段の位置および幅を記載すること。□ 石張、張芝、モルタルの吹抜けの方法を明示すること。□ 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項を示すことは不要。 |
| 10 | 求積図 | 1/500以上 | □ 開発区域全体の丈量を添付すること。□ 公共公益施設用地および道路用地の丈量を添付すること。□ 求積表はできる限り同一図面に記載すること。□ 外周長（辺長）を記入すること。□ 道路後退がある場合は、道路後退後の求積も明示すること。□ 緑地がある場合は、緑地面積がわかるようにすること。 |
| 11 | 雨水排水流域図□第１号 | 1/10,000以上 | □ 第１号事業の場合は添付すること。□ 各ブロックは色分けし、ブロックごとの面積を記載すること。□ 各ブロック別の記号を記載し、水理計算書の記号と対象が可能なものとすること。□ 勾配根拠、河道延長を明示すること。 |
| 12 | 調整池流域図□第１号 |  | □ 第１号事業の場合は添付すること。□ 調整池の流域界を明示すること。□ 水理計算書の対照が可能なものであること。□ 雨水排水流域図と兼用することも可とする。□ 調整池に流入しない直接放流の流域がある場合は、その区域および面積を明示すること。 |
| 13 | 雨水排水施設計画図□第１号 |  | □ 第１号事業の場合は添付すること。□ 平面図および排水計画縦断図を明示すること。□ 施設構造図（オリフィス、余水吐、放流管等）を明示すること。□ 調整池平面図には、次の諸元を明示すること。・貯水容量（㎥）・堆砂容量（㎥）・調整池の天端高さ・調整池のH.H.W.L・調整池のH.W.L・調整池底高さ・オリフィス敷高・オリフィス寸法□ 余水吐の越流幅、越流水深構造図、容量計算根拠となる丈量図も添付すること。□ 排水計画断面図には、排水先河川の横断図（H.W.L）明示を併記すること。□ その他は管理者の指示によること。 |
| 14 | 防災工事計画平面図□第１号 | 1/1,000～1/500以上 | □ 第１号事業の場合は添付すること。□ 開発区域が１ha以上の場合は添付すること。□ 方位を明示すること。□ 開発区域の境界は、赤線で明示すること。□ 等高線を明示すること。□ 計画道路線を明示すること。□ 段切位置を明示すること。□ 防災施設の位置、形状寸法、名称、運土計画を明示すること。□ 工事中の雨水排水経路を明示すること。□ 防災施設の設置時期および期間等を記載すること。 |
| 15 | 防災施設構造図□第１号 | 1/50以上 | □ 第１号事業の場合は添付すること。□ 開発区域が１ha以上の場合は添付すること。□ 防災工事において、設置される施設を詳細に記載すること。 |
| 16 | 建築物平面・立面図□第３号 | 1/100以上 | □ 第３号事業の場合は添付すること。□ 配置図、各階平面図および二面以上の立面図を明示すること。□ 建築面積、延床面積を明示すること。□ 面積表を明示し、その根拠が分かるように記載すること。□ 立面図に最高高さを明示すること。 |
| 17 | 設備構造図□第４号 | 1/100以上 | □ 第４号事業の場合は添付すること。□ 設備の構造が分かる平面図を明示すること。□ 二面以上の立面図を明示すること。□ 立面図に最高高さを明示すること。 |

【注意事項】

１ 設計図の添付順序２から６までについては、縮尺１/500以上で、かつ、同一縮尺とすること。

２ 申請図は、日本工業規格Ａ列３番とすること。

３ 第２条第１項第５号の開発事業については、添付を要する書類を適宜判断すること。